

事業者各位

枚方市総務部契約課長

令和 3 年度入札・契約制度の改正について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

令和 3 年度については、受注者の現場代理人の配置基準の緩和、工事に係る入札参加件数及び受注制限件数の緩和並びに 1 者入札を中止としない場合の拡大を内容とする入札・契約制度の改正を行います。

ついては、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改正内容

(1) 受注者の現場代理人の配置基準の緩和について

契約金額 3,500 万円未満の工事について、工事現場における運営、取締り、権限の行使等に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合においては、現場代理人の現場への常駐義務を緩和し、他工事との兼任を可能とします。

<見直し内容>

見直し後	現行
契約金額 <u>3,500 万円以上</u> 常駐・専任	契約金額 <u>350 万円以上</u> 常駐・専任
契約金額 <u>3,500 万円未満</u> 兼任可	契約金額 <u>350 万円未満</u> 兼任可

【兼任の要件】

次の(1)又は(2)の要件に該当し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合は、常駐を要しないこととする。

(1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間において、発注者との連絡体制を確保した場合

(2) 次の①～④の全てを満たす場合

① 兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。

- ② 携帯電話、連絡員の現場常駐等により、発注者と常に連絡が取れること。
- ③ 発注者が求めたときに、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことができること。
- ④ 兼任する工事が本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院及び枚方寝屋川消防組合含む。）発注工事であること。

(2) 工事に係る入札参加件数及び受注制限件数の緩和について

予定価格 500 万円未満の工事について、制限付き一般競争入札の入札参加件数及び受注制限件数の対象外とします。

<見直し内容>

見直し後	現行
(1) 入札参加件数 同時期に 5 件 (2) 受注制限件数 同一年度内に 5 件 ※ なお、低入札価格調査制度対象案件は、同一年度内に 2 件 ※ 前年度施工優良者は、それぞれ 6 件 ※ <u>予定価格 500 万円未満の工事は、件数に含めない</u>	(1) 入札参加件数 同時期に 5 件 (2) 受注制限件数 同一年度内に 5 件 ※ なお、低入札価格調査制度対象案件は、同一年度内に 2 件 ※ 前年度施工優良者は、それぞれ 6 件

- 入札参加件数が、制限付き一般競争入札による既契約分を含めて制限件数を超えた場合は、同時期に入札参加申請のあった全ての入札が無効となりますが、この既契約分にも予定価格 500 万円未満の工事は含めません。

(3) 1 者入札を中止としない場合の拡大について

市外業者（工事の場合は、その他業者）までを対象にした制限付き一般競争入札及び全登録業者を対象とした指名競争入札において、入札参加者が 1 者の場合について、入札を中止しないこととします。

<見直し内容>

見直し後	現行
0 者又は 1 者の場合は中止 ただし、次に掲げる場合は、0 者の場合のみ中止 (1) 再発注案件の制限付き一般競争入札 (2) <u>市外業者（その他業者）までを対象とした制限付き一般競争入札</u> (3) <u>当該業種の全登録業者を対象とした指名競争入札</u>	0 者又は 1 者の場合は中止 ただし、次に掲げる場合は、0 者の場合のみ中止 (1) 再発注案件の制限付き一般競争入札

3. 実施時期

令和 3 年 4 月 1 日以後に発注公告又は指名をする案件から実施します。